

## 平成28年度第1回福島県男女共同参画審議会議事録（確定版）

日時 平成28年10月21日（金）

13:30～15:30

場所 西庁舎12階 講堂

### ◎出席委員（敬称略）11名

鎌田 千瑛美、苅米 照子、川端 浩平、カンヤ ソムキッド、桜井 秀、  
鈴木 千賀子（福島労働局）、鈴木 二三子、林 克重、藤野 美都子、前川 直哉、  
松本 記美子

### ◎欠席委員（敬称略）8名

大野 政幸、倉持 恵、鈴木 千賀子（県社会福祉協議会）、関 博之、大樂 勝弘、  
本田 政博、目黒 正一、横山 まゆみ

### ◎オブザーバー

福島県男女共生センター 武義弘副館長

### ◎庁内関係部局

人事課 渡邊重勝主幹兼副課長、危機管理課 佐藤隆広部主幹兼副課長、  
災害対策課 佐藤恒夫主任主査、文化振興課 村上利通総括主幹兼副課長  
保健福祉総務課 草野香里主査、こども・青少年政策課 高木正順課長、  
雇用労政課 高島光二主幹兼副課長、農林企画課 加藤崇祐主事、  
農業担い手課 宗方宏之主任主査、義務教育課 福地裕之主幹、  
高校教育課 佐藤秀美主幹

### ◎事務局

尾形淳一生活環境部長、角田仁男女共生課長、関根昌典生活環境部企画主幹、  
生出千秋副課長兼主任主査、伊藤恵美主任主査、安田康男主査、越坂友哉主事

#### 1 開会

#### 2 生活環境部長あいさつ

#### 3 議事

規則により、議長は審議会の長が務めることとなっており、藤野会長が議事進行。  
議事に入る前に、委員19名中11名が出席し、「福島県男女共同参画審議会規則」  
第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立している旨報告  
あり。

### 議事（1）ふくしま男女共同参画プランの進捗状況について

（藤野会長）

まずは、議事（1）「ふくしま男女共同参画プランの進捗状況について」事務局より説明願います。

（角田男女共生課長から、資料1－1、2、3に基づき、県の主な男女共同参画推進事業について、資料1－4のふくしま女性活躍応援会議キックオフイベントの結果概要についての説明を加えながら説明。）

（藤野会長）

ありがとうございました。あらかじめ委員の方々から、進捗状況に関する御意見をいただいております。事務局からその内容について簡単に説明していただければと思います。

（角田課長から、資料1－5により説明。）

（藤野会長）

ただ今の倉持委員から御提案いただいた御意見につきまして、皆様から追加で御意見等はございますでしょうか。

それでは、事務局の方で、この御意見に対する対応案はございますでしょうか。

（角田課長から、資料1－5により説明。）

（藤野会長）

ただ今の対応案について、何か御意見ございますでしょうか。

今の倉持委員の御意見以外に、進捗状況に関して、皆様の方から御意見があれば、承りたいと思います。いかがでしょうか。

（苅米委員）

大きなイベントをすることで、男女共同参画を推進したいということでございますが、私たち、毎月ママ友サロンというのをされていて、その中で、お母さんたちが、「私は40度の熱があっても、ご飯づくりを欠かしたことがない。」と自慢そうに言ったり、「私は夫から、『お前は子どもを一人しか産んでないからマイナスだ。』」とか、そういうのはまだまだ20代、30代の女性の間で言われている。そこで他の人から、「それはおかしい。」「それって変じゃない？」という意見が出て、着々と小さなグループから男女共同参画の芽が育っているなあということを確認しているんです。大きなイベントをすることで、それが「男女共同参画が進んでいるな」という感じなんではないでしょうか。

（藤野会長）

これに関しては、県の方はどのようにお考えでしょうか。

（角田課長）

委員がおっしゃいますように、イベント等だけが普及啓発ということでは決してございませんので、今年度につきましては、トップの意識改革ということで県内のあらゆる分野の団体の長の方にお集まりいただいて、そういった方に意識を持っていただくとい

うことを始めたばかりでございますので、こういう取り組みを地域とか家庭とかに広げていって、男女共同参画の考え方を普及させていかなければならないと考えております。そのための一つとしては、市町村の計画策定が非常に大きな効果のあることかと考えておりますので、そういったことについても、今後とも引き続き取り組んで参りたいと考えております。

(藤野会長)

他に皆様から進捗状況について何か御意見ございますでしょうか。

(鈴木二三子委員)

防災分野における女性消防士の割合というのが出ていますが、防災の分野ですから、当然消防ということになりますと非常に危険を伴う仕事になると思うのですが、そこで女性は当然後方支援が主たるものになるかと思うのですが、パーセントだけでは一概に決められない部分があるのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがなのでしょう。

(角田課長)

ちょっと確認させていただきたいのですが、資料1-2のところ、指標番号4ということで、掲載させていただいておりますのは、防災会議における女性委員の割合ということで掲載させていただいておりますが、申しわけございませんが、女性消防団員の割合というのは今持ち合わせていないものですから、今この場での回答は難しいです。

(鈴木二三子委員)

分かりました。すみません、ちょっと勘違いしていたようです。

(角田課長)

もし、危機管理部の方で数字をお持ちでしたら。

(危機管理課 佐藤部主幹兼副課長)

危機管理部主幹の佐藤と申します。女性消防団員の数でございますけれども、消防団員全体の数として、28年4月1日現在で33,798人おります。うち女性消防団員の数については、ちょっと27年4月1日現在の数となってしまうんですけれども、188名です。

(藤野会長)

ありがとうございました。

今、鈴木委員から、消防団員に占める女性の割合について、御意見いただきました。女性の消防団員がどういう仕事になるかということにつきましても、ある程度男性と同じということを今は求められる時代だと思います。具体的にどういう状況かということにつきましては、後ほどまた詳しく情報をいただければと思います。

(藤野会長)

加えて何か皆様の方から御意見ございますでしょうか。

(鎌田委員)

前回の審議会の際に御質問させていただいたことかと思うんですけれども、女性活躍促進ポータルサイトの立ち上げを今年行われて、実際にホームページも拝見させていただいて、情報の蓄積と発信に努めていらっしゃるかと思うんですけれども、実際のアクセス数がどれほど伸びているのかということと、作って終わりではなくて、その後どういうアプローチで広くたくさんの方にこういったポータルサイトの周知を行っていらっしゃるのかということをお伺いさせていただきたいのと、当初予算額が事業名で女性活躍応援宣言の分も、同等額の予算規模で拝見するんですけれども、具体的にほぼほぼ同じ予算額で、応援宣言の方はこういった活動をされたのかという内訳があればお伺いしたいなと思いました。

(角田課長)

まず一点目のポータルサイトにつきましては、アクセス数につきましてはここで数字を持ち合わせていないので、後で情報提供させていただければと思います。こういった形で情報の充実強化をはかっていくのかということにつきましては、今年度につきましては、8つぐらいの取材対象というところを考えまして、そちらについて情報を、取材をさせていただいて、順次アップしていくという形になっております。あとは、国や他団体の優良な取り組みにリンクをつけるですとか、先日行われました応援会議等の情報も逐次掲載していきたいということでございます。あと、予算額につきましては、応援宣言とポータルサイトの予算額が同一になっていますがこれは当初予算の金額でございまして、実際にはですね、国の方の交付額が大幅に削られておりまして、ポータルサイトの部分についてはほぼ運用部分の90数万円ほどに査定されてしまったものですから、実際の数字は480万円はございません。あと、女性活躍応援宣言でどのような事業をやったのかということにつきましては、資料1で説明させていただきましたとおり、キックオフイベントを開催いたしまして、知事と各団体の長と一緒に宣言をしたということでございます。

(藤野会長)

ありがとうございます。応援宣言の方は大体この金額でしょうか。

(角田課長)

応援宣言の方はこの金額で間違いございません。

(藤野会長)

そのほか、進捗状況について皆様から御意見ございますでしょうか。

## 議事(2) ふくしま男女共同参画プランの中間見直しについて

(藤野会長)

それでは引き続き、議事(2)「ふくしま男女共同参画プランの中間見直しについて」事務局より説明願います。

(角田課長から、資料2-0、2-1に基づき説明。)

(藤野会長)

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。  
それでは、続きまして、プラン改定体系案について事務局から説明願います。

(角田課長から、資料2-2に基づき説明。)

(藤野会長)

ただいまの説明について、何か御意見・御質問ございますでしょうか。

(鈴木千賀子委員)

「職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進」と「女性の経済的自立の促進」をまとめて「女性の経済的自立の促進」となっておりまして、経済的自立の促進もそれはそれで結構ですが、いわゆる活躍における環境整備というものが、題名から落ちてしまっているの、それはそのまま載せていただけるようにした方が良いと思っております。

(藤野会長)

今の御意見、Ⅲの(2)が女性の経済的自立となっているところは、元々は「職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進」で、下が「女性の経済的自立の促進」でした。これを一緒にして簡単にまとめるのではなく、タイトルに環境整備を加えるとして、具体的にはどういうふうな表記がふさわしいでしょうか。

(鈴木千賀子委員)

ちょっと長くなりますが、「女性の活躍のための環境整備」でよろしいのではないかと思います。  
下のⅣが、ワークライフバランスの方の環境整備になっているので、そういう働きやすい環境整備とは違って、活躍を進めるための環境整備という意味で、上の方に一つ入れておいた方がよろしいんじゃないかと思います。

(藤野会長)

職場での環境整備、そういった意味ですかね。

(鈴木千賀子委員)

中身の細かいところを拝見させていただくと、職場に限定しているような書きぶりになっているので、そうなのかなと、51ページですけれど、この辺りはそうなのかなと思っております。

(藤野会長)

ちょっと文言は再度検討させていただきたいと思っておりますけれど、今の御意見で、経済的自立というように大きくまとめないで、ある程度、職場の環境整備ということが分かるようなタイトルにしたほうが良いという御意見ですが、これについて皆様から御意見

ございますか。

(前川委員)

今ですね、鈴木さんがおっしゃったとおり、やはり女性の活躍のための環境整備が項目の表題としても必要だと思いますし、51ページ52ページを見ていきますと、やはりこの項目が二つをくっつけて、かなり大きく他の項目よりも膨らんでいる印象がすごく感じられるんですね。かと言って、どの施策の内容を見ても重要なものばかりですので、無理に二つをまとめるというよりは、やはり、元々のプランにあった1つ1つの項目をそのまま残しながら、大きな3章1節の中に、だから、このⅢ－1－(2)にタイトルを長くするというより項目を2つともちゃんと残してここに入れておく方が、より望ましいのかなとということをお個人的な感想としては持ちました。

(藤野会長)

ありがとうございます。具体的な施策のところを見たときに、経済的自立ということで分けられるものがかなり少ないというアンバランスな状況になってしまうので、ボリュームはありますけども、鈴木委員のご指摘のような形で、タイトルにきちっと残して、中身が分かるようなものに整理するというのでいかがでしょうか。ご指摘のとおりやはり体系として表に出てこないインパクトが弱いので、入れる形で検討をお願いしたいということでもよろしいでしょうか。

加えて何か、体系等について御意見ございますでしょうか。

それでは、ただいまの御意見を含め、素案の審議の中で併せて検討することとしたいので、次に移らせていただきます。

事務局案について説明いただきたいと思います。内容が多いので分けて審議をしたいと思います。まず、第1章、第2章からお願いします

(角田課長から、資料2－3に基づき説明。)

(藤野会長)

ありがとうございます。この素案に対して、あらかじめ委員の皆様から御意見をいただいております。事務局から、委員の皆様からいただいた御意見について説明願います。

(角田課長から、資料2－5 (No.1)に基づき委員意見の紹介と事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

それでは、この素案の第1章及び第2章につきまして、皆様の方から御意見があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいですか。また後で気づきの点があれば、ご指摘願いたいと思います。

それでは、ただいま御説明いただいた素案の第1章及び第2章につきましては、概ねこの内容とすることとし、細かな文言等の修正につきましては、私と副会長が確認をさせていただくということでご了承願いたいと思います。

次に進ませていただきます。第3章のIについて説明願います。

(角田課長から、資料2-3に基づき説明。)

(藤野会長)

これにつきましても、事前に委員の皆様から意見をいただいておりますので、事務局から説明願います。

(角田課長から、資料2-5 (No.2)に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

ただいまの御意見につきまして、皆様の方から何か御意見ございますでしょうか。男女双方の視点という記述について再考ということでございますが、

これについて、事務局の対応案をお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.2)に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

例えばの修正案ですけれども、「ジェンダーの視点を反映し、多様な価値を尊重できるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。」というように変えてはどうかとの提案ですけれど、それでよろしいですか。

はい、今提案いただいたような形で修正を図るということにさせていただきます。

それでは引き続き次の御意見について、事務局から紹介願います。

(角田課長から、資料2-5 (No.3)に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

ただいまの御意見について、加えて御意見等ございますでしょうか。

これにつきましても、事務局の方の対応案をお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.3)に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

ちょっと文言を変えるということと、少し入れ替えもあるんですね。最初の29ページの8行目が「女性や多様な背景を持つ人々のニーズ」、それから16行目が「男女のニーズの違いや多様な背景を持つ人々のニーズ」というふうに変えるということですね。それから次のページのところも同じく「女性や生活者の視点」を「女性や多様な背景を持つ人々の視点」に置き換えるという提案ですけれども、前川委員いかがでしょうか。

(前川委員)

ありがとうございます。「多様な背景を持つ人々」という文言を追加していただくというご提案なんですけれども、私としてはですね、実際にトランスジェンダーの人が避難所から排除されてしまい、なおかつ、実際避難所に行けなくて危ない自宅の中にいたとか、或いはいくつもの避難所をたらい回しにされた、或いは同性パートナーと一緒に仮設住宅等に入ろうとした時にかなりトラブルがあった等、一言で言うといわゆる命にか

かわるケースが東日本大震災関係ではたくさんあったんですね。調査機関の方で上がっております。国の方でもそういったセクシュアルマイノリティへの対応をするようにといった手続きがあったと伺っていますので・・・。

「多様な背景にある人々」で、簡単に言うとそれでちゃんと通じるかという問題だと思うんですね。これは、ちゃんと「トランスジェンダーの人のことですよ」とか、或いは「性的マイノリティの人のことですよ」とか、きちんと現場の人達に伝わるのだろうか、そこがやはり課題になると思います。

今回のプランでは、後ろの章で出てきますけれども「性自認・性的指向」という項目も出てきているわけですから、ここはもう一步踏み込んでこう書かないと逆に実行力の無い言葉が付け足されただけになってしまうのではないかという懸念があります。ですから私としては、ご提案させていただいたような形で一つ項目を追加し、なおかつ、そこで「性自認・性的指向」という言葉をきちんと明記すべきではないかと思うんですが、これに関してもし他の委員の方の意見があれば是非伺いたいなと思います。

(藤野会長)

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

(苅米委員)

今では、「LGBT」とか「トランスジェンダー」と書いて、わかる人がいるかどうかわからないけれども、何か書いておいたら今後広く認知されるようになるのかなと、「性的少数者」とかいうより今ひたひたと来ている名称で載せた方がいいのかなというふうにも考えています。

(藤野会長)

ありがとうございます。例えば前川委員のご意見の二つ目の所にある「多様な性自認や性的指向を持つ人々のニーズ」とか、そういうふうを書くという提案ですね。

体系の方にそれが入っているので、下の項目でその言葉のある程度使っていった方が全体のプランの整合性は取れるように思われます。ここでいきなり「多様な背景を持つ人々」と出てきても、これをどう説明するかというのが結構大変なので、折角であればきちんとわかるような形で検討を進めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(前川委員)

今の問題に関連してなんですが、後で公営住宅の方でご提案させていただいているんですけれども、実際に福島であった事例として、震災後の住宅入居をめぐり、たいへん苦しまれたケースがあったということ、間接的に伺っています。福島県内の事例です。そういった事例というのはなかなか公的な調査に上がって来ず、民間聞き取り調査とか話で伝わってくるものが多いんですけれども、現実に関わる問題であると、プランの一つ文言を足すことで救われる命があるんだという観点から、プランの文章というものをもう一度御検討いただければ、大変ありがたいなと思っております。

(藤野会長)

ありがとうございました。それでは、今の所はもう少し具体的に書き込むということで検討するという事にさせていただきたいと思います。



次は第3章のⅡですね。まず、素案の説明からお願いします。

(角田課長から、資料2-3に基づき説明。)

(藤野会長)

素案に対する委員からの事前に提出いただいた意見について説明願います。

(角田課長から、資料2-5 (No.4)に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

ただいまの倉持委員からの御意見に対して、皆様の方から追加して御意見等ございませんでしょうか。

それでは、事務局の方の対応案を説明願います。

(角田課長から、資料2-5 (No.4)に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

ありがとうございます。36ページに具体的な施策が載っていますが、そのうちの②に対応する施策が上がっていますが、これに関して今一步前に進めるために、現在、調査をやって要請するという形を取っているんですけども、もう少し実効性のある対応を担当部局の方に審議会としてお願いするという対応です。よろしいでしょうか。具体化については、後程時間があるときに検討させていただければと思います。

次の前川委員からの意見ご紹介ください。

(角田課長から、資料2-5 (No.5)に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

ただいまの御意見について、皆様の方から加えて何かありますでしょうか。事務局の方から対応案をお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.5)に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

ただ今の回答につきまして、何かございますでしょうか。

(前川委員)

ありがとうございます。これまでの文言と変わらないわけですね。文言は変わっていないけれども、性自認や性的指向についての調査・研究をこれからは含むという取り方でよろしいでしょうか。であれば文言を入れてもいいのではないかな、明記しておいた方がいいのではないのかなというのが私の率直な意見です。

(角田課長)

今回、男女共同参画プランは、改定されるということになりまして、ご説明いたしま

した「性自認・性的指向」についての部分が入ってくるということになりますと、県の男女共同参画プランの中に「性自認・性的指向」について入ってくるということになりますので、現在記載しております「男女共同参画社会実現のための調査研究」の中に含まれると考えております。

(前川委員)

おっしゃっていることはすごくよくわかるんですけども、ただ今回新しく追加されるにあたって、また後で出てきますが私はご提案いただいた最初の素案の段階で、「性自認・性的指向」に関するところで施策の内容を拝見していたときに、前提となる実態調査や意識調査が不可欠だなと率直な感想を持ちました。何かセクシュアルマイノリティを含め、性の多様性について施策を行うに当たって、前提となる調査研究が必要だということを私の案に書かせていただきましたが、これまでは実施されていなかった、これからこれを行うんだ、ということを明記する必要があるのではないかと私は思います。勿論ここに入れなくても、後の多様な性の項目に入れることも考えられるんですけども、いずれにしても、調査研究を行うことは必要なんだと思うんですが、これに対して他の委員の方の御意見があればぜひ伺いたいと思います。

(川端委員)

私も前川委員がおっしゃるようにやはり基本となるデータ、調査が無いと。ジェンダーの問題、セクシュアリティの問題というのは密接に結びついていて、男女共同参画の今後の展開を考えていくうえでもキーポイントになると考えます。そのためには実態把握というものが無いと、具体的にどのように結びつけていいのか見えてこないもので、そのような調査を行うべきかなと思いました。

(藤野会長)

ありがとうございます。そういたしますと38ページの具体的施策①のところに、「男女共同参画社会の実現のための調査研究」と書いてありますが、ここに言葉を少し足すという形で「多様な性のあり方に関する・・・」というような形で対応するということがいかがでしょうか。

(前川委員)

先ほど出てきた「多様な背景」ではいろいろなものが混ざってしまって、何についての調査研究なのかぼやけてしまうので、できれば「多様な性自認や性的指向」或いは今会長がおっしゃられた「多様な性のあり方」といったセクシュアリティのことであることがわかるような表現が入っていれば、別項目でなくても施策の①を充実させるという形でご検討いただければと考えています。

(藤野会長)

中身がわかる文言を選ぶということで対応を考えたいと思います。  
引き続き、倉持委員からの御意見についてお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.6) に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

今の御意見についていかがでしょうか。体系の方で見ると分かりやすいんですけども、Ⅱの3「多様な価値を尊重する社会の実現」で、(1)が「国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進」で、(2)が「国際化に対応した暮らしやすい環境づくり」、(3)が「性自認や性的指向にとらわれない社会の実現」となっていますが、(3)を前に持ってきてはという御意見です。中身を見ますと(1)が国際社会で到達したものを国内に取り入れる内容で、(2)が国内において様々な方たちが生活する場として国際的な環境を整えること、(3)が性自認や性的指向にとらわれない社会を実現することで、順番をどのようにするのが良いかということですが、何か御意見ございますでしょうか。事務局の意見をお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.6)に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

順番に優劣があるわけではないというご理解で、今までのとおりとさせていただきたいと思います。

引き続き、鈴木委員の意見についてお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.7、8)に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

文言を修正していただきたいという御提案ですが、事務局の対応案を先にお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.7、8)に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

「性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される」に直すということですね。よろしいでしょうか。

引き続き、鈴木委員の意見についてお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.9、10)に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

こちらについて、御意見ございますでしょうか。

(前川委員)

私もですね、こちらの鈴木委員が書いておられる意見と全く同意見でして、後の方の先取りになってしまうんですけども、No.13の御意見で書いておられることが端的かなと思うんですが、「性的少数者が特別な存在ではなく、そもそも一人ひとりの性のあり方は多様である」という観点が、世界的に見ても主流の考え方になってきています。「性的少数者」や「LGBT」という言葉は、実はだんだん使われなくなってきている言葉でして、国内でも世界的にみても最近では、ここに出ている「性自認及び性的指向」SOGI

(セクシュアル・オリエンテーション・アンド・ジェンダー・アイデンティティ) と略されることが多いのですが、世界的にみても主流であると、つまり一部の性的少数者の人がいるわけではなくて、もともと一人ひとり性自認や性的指向は違うんだという、それが多様性の主流になっているので、鈴木委員がおっしゃられるような形で文言というか全体の中で「性自認や性的指向」ということで御理解いただいているようになっていますが、「性的少数者」とか「LGBT」という言葉をどのように使うかということについてご精査いただければ、よりよいもの、正しいものになるかなと考えております。

(松本委員)

私もこの文字を見た限りで、前に書かれているような「違和感を感じる」という言葉が当てはまるかなと思うんです。やはり、鈴木委員の御意見のとおりで、「少数者」という文言はどうかかなと思いました。

(藤野会長)

これにつきまして、事務局の方から対応案をお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.9、10) に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

それでは只今御回答いただいたので、No.11の前川委員からの御指摘は、「性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々」ということで、前のところで書き換えるというご提案がございましたし、それでよろしいでしょうか。No.12も同じですね。

No.13について説明願います。

(角田課長から、資料2-5 (No.13) に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

No.13の鈴木委員の御意見につきまして、皆様の方から加えて何かございますでしょうか。

事務局から対応案をお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.13) に基づき事務局対応案を説明。)

(藤野会長)

人権尊重の啓発については、大きな項目の中に含まれるのでこのままとしたいという御回答ですが、よろしいでしょうか。

それでは、No.14の前川委員からの御意見を紹介ください。

(角田課長から、資料2-5 (No.14) に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

先に事務局の対応案をお願いします。

(角田課長から、資料2-5 (No.14) に基づき事務局対応案を説明。)

(前川委員)

ありがとうございます。これに関しては、実際に今いじめや差別を受けて苦しんでいる子どもの心のケアというものが当然必要でして、それが素案に盛り込まれているんですが、当然教育庁との折衝になると思うんですけども、当然のことながらこの文章だけでは、いじめがあった後にいじめを受けた子のケアしか書いてないんですよ。具体的にいじめを防ぐためには、全ての生徒・児童を対象とする多様な性の尊重の教育の実施というのが不可欠になってくると思います。もっと言うと、生徒だけではなく、教員が生徒に対して「お前はオカマみたいだな」とか「お前ら男同士で付き合っているのか。キモチ悪い」とか言われて不登校になった、メンタルを傷つけられた、そういった事例が県内でも本当にたくさんあるわけで、これに関して「そういった子たちの心の傷を受けた後、何とかしますよ」というだけでは決定的に不十分だと思います。ですから、ここは教育庁の皆様と一緒に御協力していただいて、それを防ぐ、具体的に学校で性の多様性に関する教育を行うんだということを、前半の施策の方向にも、具体的施策の内容にも是非盛り込んでいただきたいと強くお願い申し上げたいと思います。

(藤野会長)

事後ではなくて、学校教育の場自体に環境整備も含めてご検討いただきたいという御意見でしたので、それを踏まえて今後関係部局(教育庁)等と話し合いをして、方向のあり方を考えていきたいと思います。

引き続きましてNo.15、倉持委員の御意見を紹介ください。

(角田課長から、資料2-5 (No.15) に基づき委員意見を紹介。)

(藤野会長)

ただいまの倉持委員からの御意見について、加えて皆様の方から何かございますでしょうか。

(前川委員)

48ページの具体的施策の所に入っているかと思うんですが、倉持委員の御意見と重複するような形で資料2-5の⑥、⑦、⑧と個人的にこういったトーンが必要ではないかということで出させていただいています。この具体的施策に関しては、ひとつひとつここでご検討していただくと時間がかかってしまうので、「この項は使うけど、この項は使わない」とか全体的バランスもありますので、もし委員の皆様がよろしければ私の意見も含めて一括で説明していただいて、なおかつ、事務局としてどのような対応を考えているかを伺ったうえで、一括して審議会を進めればスムーズかなと思います。

(藤野会長)

時間が差し迫っておりますので、今御提案いただいたように前川委員から具体的施策について御意見を頂戴しておりますので、それを併せてまず説明いただいて、それに対して事務局が対応案として準備しているものを紹介いただくということでお願いしたい

と思います。

(角田課長から、資料2-5に基づき委員意見(No.16~24)の紹介と事務局対応案(No.15~24)を説明。)

(前川委員)

いただいた事務局案の中で、No.18ですけれども、「今後検討」ということですが検討する際の要望ですが、「専門知識を有する相談員の増加や相談窓口についての広報を進める」ということですが、相談窓口はあってもその窓口があるということが県民に広く知られていないというケースがたくさんありますので、前向きにご検討いただきたいですし、専門知識を有する相談員というのも不可欠だと思っています。国内の事例でも、相談した機関が専門知識を持っていなかったために正しい窓口に繋がることができず、その結果自殺してしまったという非常に痛ましい事例があります。ですから、きちんとした専門知識を持って、きちんとした対応ができる場所をまず作っておく。そして、それを広報していくという流れが不可欠だと考えています。今後関係部局の皆様との御相談ということになりますけれども、専門知識を有する相談員を増やしていく方向で、またそれを明言する方向で御検討いただければと思っています。

続いてNo.20ですけれども、トイレや更衣室等については、お金がかかることではありますが、表示を変えるだけでも大きく変わりますし、既にそのような指針があるという話だったんですが、現実、例えばこの県庁のトイレに「性自認」や「どなたでも使えます」という表記はないわけですよ。勿論多目的トイレはどなたでも使えるトイレではあるわけですが、例えば虹色のピクトグラムを使ったりとか、様々な取組が国内で既に行われていますので、そういったことを参考にしながら、「今あるから大丈夫だ」というのではなく、今うまくいっていないから申し上げておりますので、その辺りを踏まえていただければなと考えています。

No.21に関してですが、これはプランに直接記載するのかという話になりますが、現状条例で親族以外認められていないという、つまり法改正に追いついていないということだと思うんですけれども、2012年の公営住宅法改正によって同居親族要件は外されたにもかかわらず、福島では同居親族要件が残っているということですよ。

(角田課長)

間違っていたら申し訳ないですけれども、2012年の法改正はあくまでも「同居親族要件については、地方自治体の判断に委ねる」ということで、各自治体で判断する問題となったということで、福島県では未だ認められていないということでございます。

(前川委員)

ありがとうございます。県内でも実際に、公営住宅や借り上げ住宅に住めなかったということが原因で、非常に苦しい思いをされた方がおられます。そういったことは施策で防げる、「人の命をどうするのか」という大きな問題に関わってくると思うんですね。ですので、条例があるから、これに関してどうしようもないというのではなくて、同性パートナーであっても住める方向に動かせるように、条例の改正を求めていく方法であるとか、或いは親族であると認める証明書とかを県又は男女共生課が発行するとか、そういう手法も当然あるわけです。もう既に他の自治体がやっているように「この人達は

家族に準ずる者と認めます」といった同性パートナーの証明書を発行するという方法もありますので、これに関して「県の条例では親族ではないからダメです」ということでは、このプランの趣旨から外れると思いますから、他の条例との兼ね合いもあると思いますがもう一度御検討いただければなと考えております。

(藤野会長)

今の点ですけれども、プランの中に具体的に条例の改正を盛り込むことは難しいので、審議会として条例の見直しを要望するという形を取るのがいいと思います。別途、プランの見直しとは別に、今お示しいただいた御意見を踏まえて県の条例を見直すということを審議会の意見として上げるという形を取らせていただければと思います。これでよろしいでしょうか。

(前川委員)

⑦、⑧、指標に関しては、今後ご検討いただけるということですので、是非前向きにご検討いただければなと願っていますが、このような話をする際には具体的なデータあるとか、そういったものが無いことには県の皆様もなかなか施策が取りづらいという状況があるのではないかなと、今話をしながら感じておりました。ですから、先に戻るような形になりますが、こういった実態調査も含めて、このプランをより実行力あるものに進めていくために、まずは数値かデータ、或いは実際どういった困難があるのかという把握をさらに進めていきながら、今後こういったプランをどんどん充実させていくという方向性が非常に良いのではないのかなと感じました。

(藤野会長)

加えて皆様の方から何か御意見ございますでしょうか。

(林委員)

この分野は前回前川さんが御提案申し上げたところがすっかり入ったということで、まずは評価させていただきたいなと思いました。以上であります。

(藤野会長)

はい、ありがとうございます。それでは今のところですね、1の(2)のところで国際化とか、国内において、外国籍の方々が住みやすい地域づくりをという内容にもなっておりますので、カンヤ・ソムキッド委員、今後のプランに関して何か御意見ありましたらお願いします。

(ソムキッド委員)

私は3回目の出席で、勉強になりました。いわきには、タイだけじゃなくてフィリピンとか、今いろいろな外国人がいっぱいいて、でも、コミュニケーションがまだ取れない方がいまして、その子どもが成長して、小学校・中学校に入って、これから社会人になるんですが、問題がたくさん待っています。私たち(外国から来た)お母さんは、日本とは違った生活をしてきましたから、なかなか日本人になりにくい。特に、タイは漢字の国じゃないから、日本語を覚えるのが難しい。子どもの成長についても、子どもがお母さんの言うことをきかない。お父さんも、高齢者のお父さんが多いです。そしてお

母さんも、「私できない、分からない」、この子どもに愛情不足の分と、日本語とタイ語の半端。だから、これからの20代とか、日本に住んで、タイに帰らない子やフィリピンに帰らない子とか、そういう子どもたちに問題が一杯あります。それで、私ができること、いわきにずっと住む、死ぬまで分からないけど、協力できたら助けたいと思ってます。

(藤野会長)

ありがとうございます。外国籍の方が日本で生活し、お子さんが生まれて、本人が日本社会に溶け込む問題と併せて、お子さんの教育などの問題があるということですね。今御意見いただいたことも踏まえて、具体的な施策について、もう少し踏み込んだ検討ができればと思っておりますので、また個別に御意見をうかがうかと思ひます。どうぞよろしくお願いしす。

(川端副会長)

先ほどニューカマーの方達をめぐると問題で、今日もジェンダーの問題にはセクシャリティの問題が絡んでいたり、やはり少数者ということがすごく象徴的なんですけれども、色々な問題が交錯している、その状況を踏まえて文言を選択するということがすごく重要で、難しいなと思ひます。それに関連して一ヶ所、45ページなんですけど、7～8行目なんですけど、先ほどのニューカマーの問題と多分逆なんですけど、7行目に「外国籍住民や帰化した住民など、外国籍をルーツに持つ住民」とあるんですけれども、生まれたときから日本の国籍を持っているつまり両親の片方が日本人、片方が外国人という方、国籍にもよるんですけど、かなり多数派になってきております。ですから、外国籍をルーツに持つというよりも、今日はこの言葉が何度か出てきていますが、「多様なルーツを持つ」とか、そういうふうな、「ミックスド・ルーツ」とか色々な言い方がありますけれども、そういう言葉にちょっと変えて、国籍は生まれたときから日本だけれど、違う価値観とかというものを強調していくというものが多数派になる、もう一方で数的には調査に出てきません。これはちょっと加えてほしいと思ひました。

(藤野会長)

ありがとうございます。45ページのところで、書きぶりがニューカマーになってですね、もう少し幅を広げるといふことと、先ほどご指摘があった、生まれたお子さんの教育の問題も、そういう意味では次の世代といふことで、そういう人たちを含めた内容にしたいと思ひます。

ここまでのところで、何か御意見等ございますでしょうか。

それでは次、第3章のⅢ、Ⅳ、Ⅴと第4章を併せて御説明願ひます。

(角田課長から、資料2-3に基づきⅢを説明。)

(藤野会長)

目黒委員と鈴木千賀子委員(県社会福祉協議会)の第3章のⅢのところの御意見を紹介しておりませんでしたので、願ひします。

(角田課長から、資料2-5(No.25)に基づき委員意見の紹介及び事務局案の説



明。)

(藤野会長)

推進法自体の情報を入れるということですか。

(角田課長)

それについてはまだ結論が出ておりませんが、全文を載せるのか、説明書きだけにするのかというところはまだ結論が出ておりません。

(藤野会長)

分かりました。次の鈴木千賀子委員（県社会福祉協議会）の御意見をお願いします。

（角田課長から、資料2-5（No.26）に基づき委員意見の紹介及び事務局案の説明。）

(藤野会長)

御提案のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、前後してしまい申し訳ないですが、素案の60ページ第3章のIVですね。「仕事と生活の調和を図るための環境整備」について、説明してください。

（角田課長から、資料2-3に基づきIVを説明。）

(藤野会長)

ありがとうございます。こちらについては、最後の用語集のところまでは特に事前に御意見をいただいているのですが、皆様の方から加えて何か御意見ございますか。

(鎌田委員)

ふくしま女性活躍応援会議自体の、男女比をお伺いできればと思います。

(角田課長)

資料1-4には団体名しか書いていないので、間違っていたら申し訳ありませんが、出席者のうち女性が3名だったかと思います。

(鎌田委員)

写真を見たところ男性ばかりだったので、女性活躍応援という名前のついた会議体ということで、そもそも論で目標値が男女比のバランスを考えてということを常々言われている中での会議体の男女比のバランスも今後の御検討材料としていただければと思います。

(角田課長)

ふくしま女性活躍応援会議は様々な分野の団体の長の方に委員として御参加いただくということでございますので、まず参加されている団体の長として女性が就任いただけるように、女性の人材育成ですとか、スキルアップのチャンスの用意とか、男女共同参

画の取り組みをより一層進めていきたいと考えております。

(藤野会長)

今御指摘いただいたところがまさに福島の問題そのものですね。トップに女性がいないということ、この会議体でも認識していただきたいという働きかけをぜひお願いしたいと思います。ここはやはり半分になって普通ということを目指しているので、この会議体がほとんど男性ばかりだということが福島の実態を表しているという働きかけを事務局によりしくお願いします。

(鈴木千賀子委員 (福島労働局))

52ページですけれども、施策の内容のなかで、⑪番にセクシャルハラスメントの項目がありますが、セクハラだけでなくマタハラやパワハラも含めて、ハラスメント対策ということで書いていただきたいと思います。それから、60ページですけれども、○の3番目、育児休業を取得しやすい職場環境ですが、これについては育児休業、介護休業だけでなく、短時間勤務などの諸制度も取りやすいということで「育児介護休業等」とか「育児介護休業関連諸制度」とか、そういった文言に変えていただけないかと考えているところです。○のところと下のところ(「現状と課題」と「施策の方向」)。それから、次のページの⑤番ですけれども、長時間労働の是正ということで書いてありますが、下の指標にも長時間労働と年休取得促進、とりやすいものといったちょっと別の感じになっていまして、「長時間労働の是正」だけでなく「年休の取得促進」という文言も入れていただいて指標と対応させていただきたいと思っております。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただいま御指摘があった、一つは52ページのところで、セクシャルハラスメントとなっていますけれども、具体的な施策の⑪は、ハラスメント防止対策と改めるということで、これは異論無いと思いますけどよろしいでしょうか。60ページのところで、○3つ目ですけれども、男女を問わず短時間労働勤務や在宅勤務など柔軟で多様な就業形態の次に、「育児介護休業等」と、具体的には短時間勤務以外にもいろいろあるということで、下のところも「男女問わず育児介護休業等」と入れて頂くこととして、61ページ具体的施策の⑤ですけれども、⑤のところに「年休取得等」も入れる。これらには特に御異論はないかと思えますけれどもよろしいでしょうか。

他のところで、林委員何か働き方改革について御意見があればよろしく申し上げます。

(林委員)

59ページのところなんですけれども、指標の中で見ると、PTAだったり町内会だったり農業系の話がほとんどなんです。この上を見ると、具体的施策の中で、この指標と具体的施策のバランスが合っていないなあという感じがしていました。ですから、上に合わせて下の指標の見直しもちょっとしていただきたいなと思いました。私からは以上です。

(藤野会長)

ありがとうございます。59ページの指標を上での具体的な施策に合わせて、ここをもう少し具体的に検討するというようお願いしたいと思います。

それと、Vの健康支援まで含めて御説明いただいたところなので、桜井委員の方から何かお願いします。

(桜井委員)

69ページのところで一つ気になったとことがあります、SACRAふくしまの話を入れて頂いたのは大変ありがたい話だったんですけども、国の第4次男女協同参画基本計画によりますと、実は平成32年度までに、各都道府県に最低1ヶ所はワンストップセンター、性被害者防止ですね、その設置を推奨しているんですけども、福島県は何か予定はあるのでしょうか。ワンストップセンターを新たに設置する予定はございますでしょうか。

(角田課長)

SACRAふくしまについては、連携型ではございますが、ワンストップセンターとなっているという認識でございます。ただ、そこに県は入っていないということで、県に入ってもらいたいということで今いろいろと調整がございます。

(荻米委員)

SACRAふくしまについてですが、現在被害者支援センターがそのままSACRAふくしまの相談になっているという現状で、県も関係ないし、もうちょっとこうフェミニズムというか、対等ですよという、そういう観点のある相談員、それから研修を望んでいます。実際相談された方達が、二次被害を受けたりというケースもありますので、相談の内容、それからぜひ県の男女共生課と一緒にならないと難しいのかなと思っています。ここに入ってくる方達は、他の方もいるかと思うんですが、警察のOBだったりするので、本当にこう事情聴取のような聴かれ方をされてしまうことがあって傷つく方がいるので、研修の方法とか、相談員の選び方とかいうのも考えて欲しいなと思っています。

(藤野会長)

ありがとうございます。県がこれから関わる予定はあるのでしょうか。

(角田課長)

相談員の研修ということにつきましては、本日も共生センターの方で相談員研修ということで、国の事業なんですけれども、そういった取り組みをさせていただいておりまして、公的な相談員とかNPOの相談員の方にも御参加いただけるようなものを実施しております。もう一つ、SACRAふくしまにこれから県が入るんですかという質問ですが、入る方向でワーキンググループということで動き始めていることを御報告させていただきます。

(鈴木千賀子委員 (福島労働局))

商工労働部の主導で進められている女性活躍推進法に基づく地域計画があると思いますが、それとこの計画との関係をどのように捉えられているのか教えていただきたい。

(角田課長)

商工労働部で作成している女性活躍推進法に基づく地域計画と連携を図りながら齟齬のないよう、こちらのプランは作っていきたいと考えております。具体的な施策云々になりますと、絶えず連携をはかりながら進めておりますので、それと同じようにプランでも上手く整合性を図りながら策定していきたいと考えております。

(雇用労政課 高島主幹兼副課長)

雇用労政課の高島です。今角田課長がおっしゃられたとおり、女性活躍推進法に基づく県の計画に関しては、職場での活躍というポイントがありますので、男女共同参画はもっと大きな部分での計画ですし、その一部分ということになりますので、そこと整合性を合わせるような形で作っていきたいと考えております。

(藤野会長)

他に何か御意見ありますか。

本日は、素案につきまして委員の皆様から率直な御意見をお寄せいただくという場でした。これから、パブリックコメントを求めるところまでもう一度練り直すということになりますので、お気づきの点があれば逐次事務局の方に御意見をお寄せください。パブリックコメントを求める前に、いま一度委員の皆様から御意見いただいて、それから県民の皆様から御意見いただくという形にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

### 議事 (3) その他

(藤野会長)

「その他」につきまして、事務局から何かありますか。

(角田課長)

ございません。

(荻込委員)

講演会等の案内

(前川委員)

持参資料の説明

(藤野会長)

以上で、本日の男女共同参画審議会を終了といたします。  
長時間にわたり、御審議ありがとうございました。